

# 石綿ばく露防止対策に関する説明会



令和7年2月12日（水）  
小樽労働基準監督署

# 石綿とは

- 石綿(アスベスト)は、**天然の繊維状鉱物**で、「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。
- 石綿の繊維は、**肺線維症(じん肺)**、**中皮腫**の原因になるといわれ、**肺がん**を起こす可能性があることも知られています。
- 現在では、石綿を含む製品の**輸入・製造・使用**等は**禁止**されていますが、過去には建材などに使用されてきたことから、建築物やその他の工作物等に石綿を含む建材が使用されている場合があります。

# 石綿はどのような所に使われているか（例）

大 除去時の発じん性 小	<b>石綿含有吹付け材（レベル1）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火建築物の鉄骨・はり・柱等に、石綿とセメントの合材を吹き付けて、耐火被膜用として使われている</li> <li>ビルの機械室、ボイラ室、その他の建築物の天井、壁に、石綿とセメントの合材を吹き付けて、吸音、結露防止（断熱用）として使われている</li> </ul>	
	<b>石綿含有保温材等（レベル2）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保温材として張り付けている</li> <li>建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張り付けている</li> <li>断熱材として屋根用、煙突用に使用している</li> </ul>	
	<b>石綿含有成形板等（レベル3）</b>	<b>石綿含有仕上げ塗材</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている</li> <li>屋根材として石綿スレート等を用いている</li> <li>煙突や上下水道管に石綿セメントが使用されている</li> <li>ダクトや配管のつなぎ部にジョイントシートや石綿紡織品、パッキンなどが使用されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁に仕上げ塗材が塗られている</li> <li>内装仕上げに仕上げ塗材が塗られている</li> <li>建築用仕上げ塗材を施工する際、建築用下地調整塗材を使用している</li> </ul>	

（出典）  
 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止マニュアル（R6.2改正）  
 （以後、「マニュアル」と表記。） p.78

# 石綿対策の必要性

## 石綿障害予防規則

### (事業者の責務)

**第一条** 事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、石綿にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならない。

## 肺がん

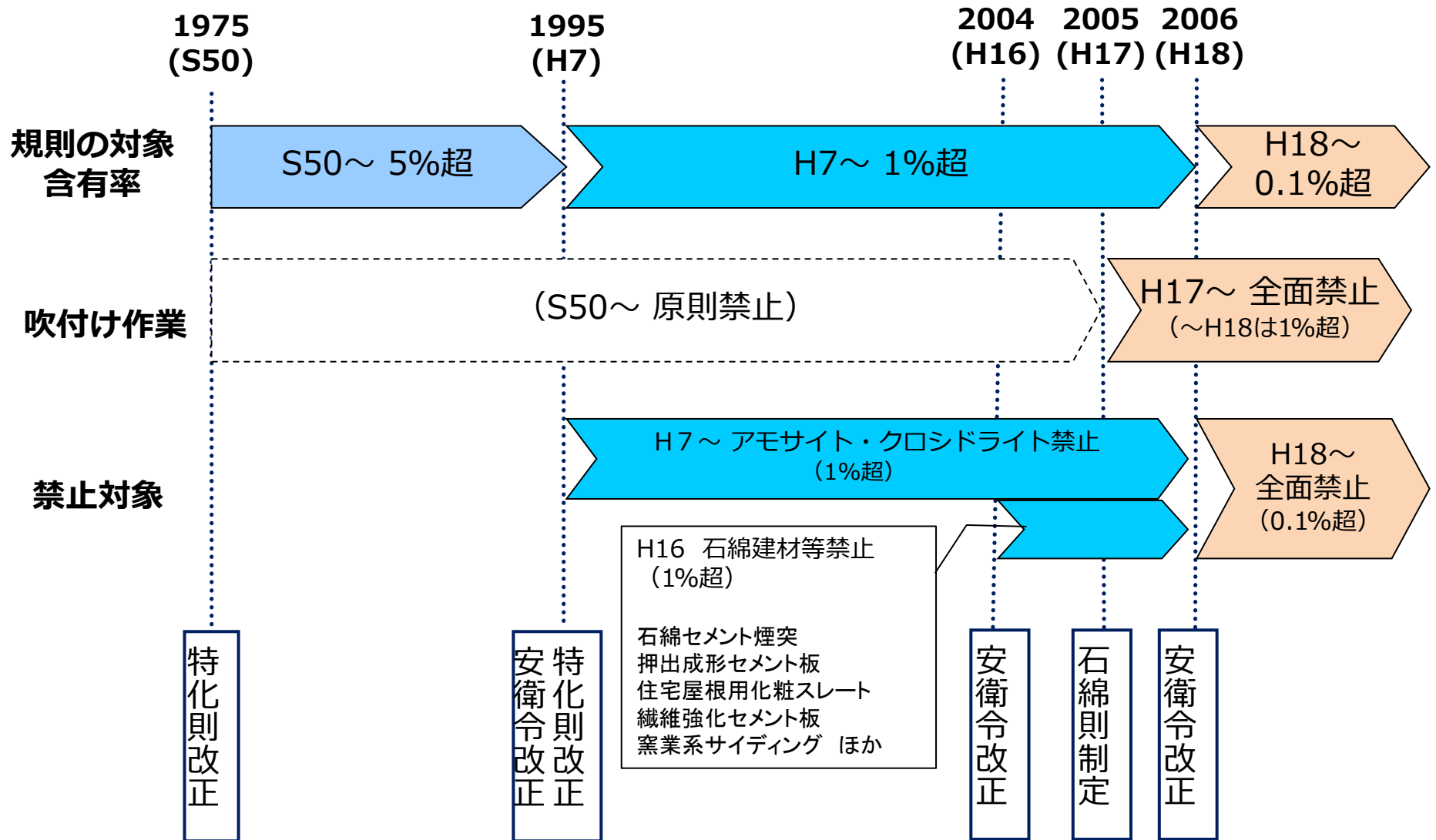
- 石綿ばく露量が多いほど肺がんの発生率が高い。
- 石綿のばく露から肺がんの発症までには、一般に15～40年の長い潜伏期間がある。

## 中皮腫

- きわめて予後不良な悪性腫瘍（がん）。
- 中皮腫発生のおよそ8割程度は、石綿に起因するといわれている。
- 中皮腫は石綿ばく露から20～50年の長い潜伏期間の後に発症する。

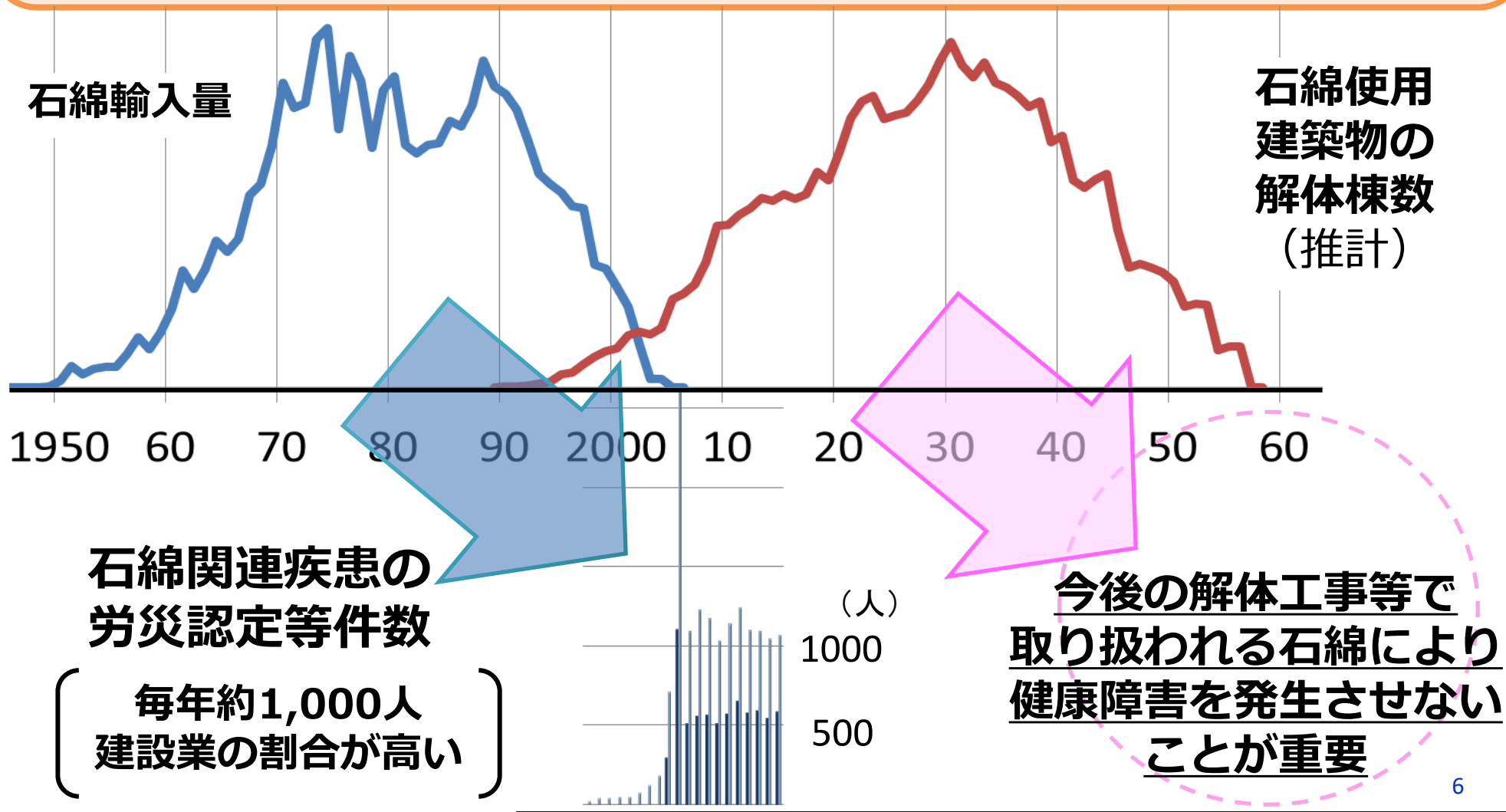
(出典) マニュアル p.11～13

# 労働安全衛生法令における石綿規制の推移



## ○ 現状と課題について

- ・過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- ・石綿使用建築物の解体棟数はピークに向けてさらに増加
- ・今後の石綿使用建築物の解体工事で石綿ばく露防止の徹底が必要



# 第一にやっていただきたいこと

## 事前調査の実施

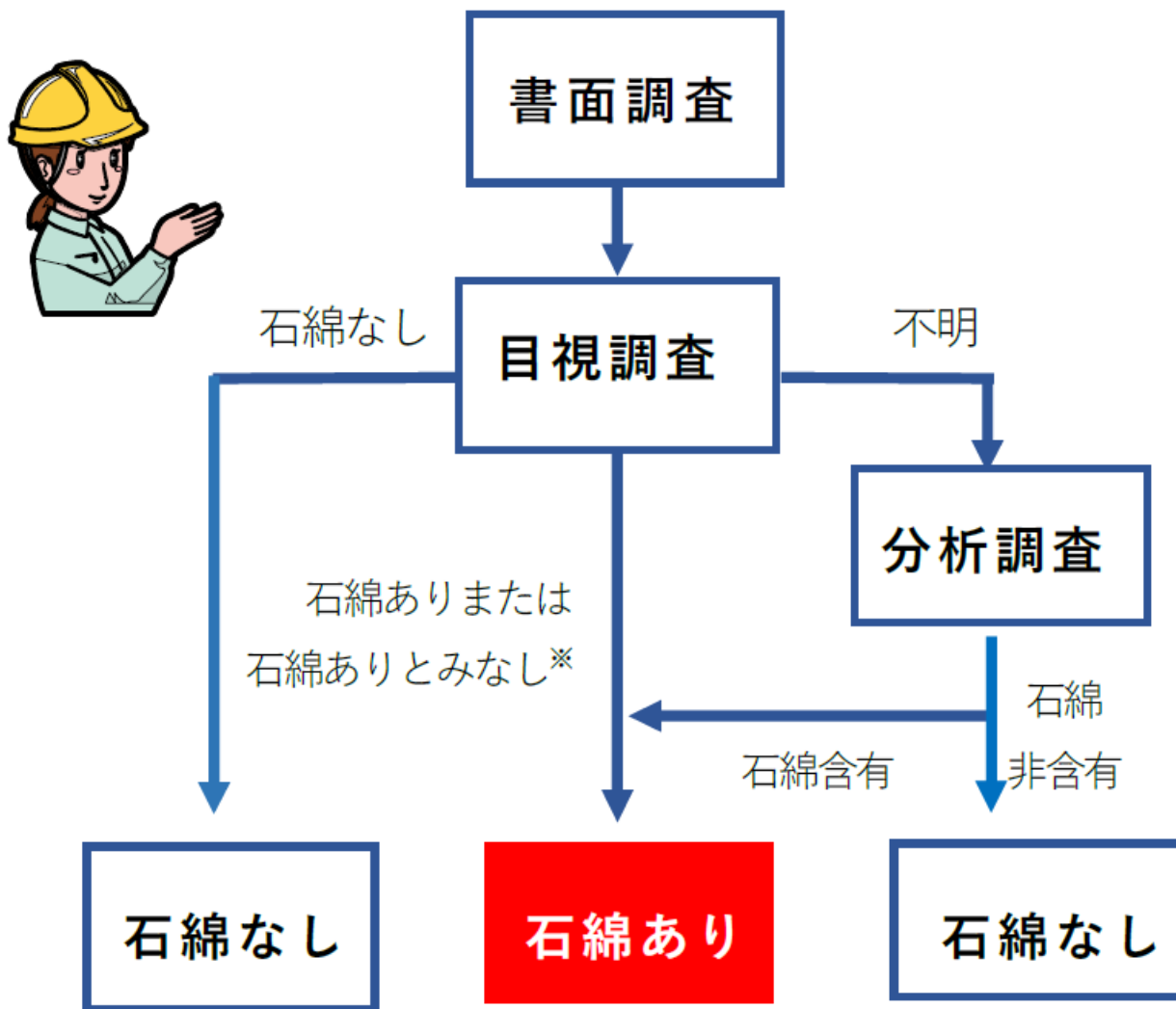
解体・改修工事を行う際には、その規模の大小にかかわらず工事前に解体・改修作業に係る部分の全ての材料について、石綿含有の有無の事前調査を行う必要があります。

## 事前調査結果の報告

一定規模以上の解体・改修工事の場合、事前調査の結果を労働基準監督署に電子システムで報告する必要があります。

後で詳しく説明します。

# 事前調査とは



※石綿ありとみなして、必要なばく露・飛散防止対策をして工事を行う場合は、分析調査は不要です。



# 事前調査の対象

- 建築物
- 工作物
- 鋼製の船舶

の

- 解体
- 改修

(封じ込め又は囲い込みを含む)

の作業

小規模な  
工事も  
含む

## ★建築物とは？

全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む。

## ★工作物とは？

建築物以外のもので、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいう。

(例)

- 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等
- 建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター（かご等）、エスカレーター等
- 製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等

# 事前調査を行う必要がない例

- ① 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかのものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。
- ② 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要がある。
- ③ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

# 書面の確認のみで足りる例

- 新築工事の着工日が  
**平成18年（2006年）9月1日以降**  
である建築物の解体・改修

※一部例外あり  
(非鉄金属製造業、鉄鋼業、  
化学工業の設備、潜水艦)

この場合の事前調査は、着工日を設計図書等の文書で確認する方法によることができる

(この場合、事前調査の資格は不要)

# 事前調査の資格

- **建築物**の場合、事前調査には**資格**が必要（前ページの例を除く）

建築物石綿含有建材調査者の**講習**を修了した者

または

令和5年9月30日までに  
日本アスベスト調査診断協会  
に登録された者

- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者  
(一戸建て住宅等に限定した資格)

- **工作物**の場合も、令和8年（2026年）1月1日以降  
着工の工事から資格が必要

（対象となる工作物は次のページで説明します。）

# 事前調査の資格（続き）

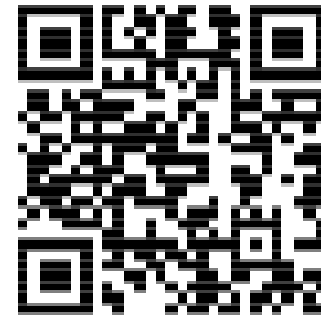
<対象工作物及び事前調査の資格>

区 分	対象工作物	事前調査の資格(下記のいずれか)
<p><b>特定工作物</b> 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号)</p>	<p>① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑦ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備(ケーブルを含む。)</p>	<p>工作物石綿事前調査者</p>
<p><b>特定工作物以外の工作物</b></p>	<p>⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)</p> <p>上記(①～⑰)以外の工作物 (※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。</p>	<p>・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</p>

# 講習を受けるには

「石綿総合情報ポータルサイト」をご覧ください

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>



講習会情報を  
クリック



石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

## 石綿総合情報ポータルサイト



サイト内検索

Google 提供



建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

### 📌 新着情報

- 2025-01-27 お知らせ **New** 講習会情報ページを更新しました(建築物石綿含有建材調査者講習・工作物石綿事前調査者講習の講習修了者数)。
- 2025-01-14 お知らせ **New** 報告システムページに、システム更新に関する情報(3/17更新予定「一括申請用CSVファイル」仕様 変更内容)を掲載しました。
- 2025-01-14 お知らせ **New** 講習会情報ページを更新しました(工作物石綿事前調査者講習が23機関に増加)。
- 2024-12-27 お知らせ 解体・改修工事の皆さまへページ、一般の方ページ、リンク・資料ページの「石綿対策は「皆さま」に関わる問題です(発注者・オーナー向け)」を令和6年度版に更新しました。

「新着情報」メール配信ご希望の方はこちらから登録



石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

## 講習会情報

各種石綿事前調査者講習のうち、受講したい講習名をクリックすると、該当講習の受講機関などの情報にアクセスできます。

- ▶ 石綿作業主任者講習
- ▶ 建築物石綿含有建材調査者講習
- ▶ 工作物石綿事前調査者講習
- ▶ 船舶石綿含有資材調査者講習
- ▶ アスベスト関連疾患診断技術研修

石綿事前調査者講習  
登録機関協議会  
の情報はここから

講習の種類  
を選択

### ： 石綿作業主任者技能講習

登録講習機関一覧(都道府県別)

### ： 建築物石綿含有建材調査者講習

登録講習機関数 : 127 機関 ※令和6年12月26日時点  
建築物石綿含有建材調査者講習修了者数 : 236,717 人 ※令和6年12月末時点

【建築物石綿含有建材調査者】



## ： 建築物石綿含有建材調査者講習

登録講習機関数 : 127 機関 ※令和6年12月26日時点

建築物石綿含有建材調査者講習修了者数 : 236,717 人 ※令和6年12月末時点

### 【建築物石綿含有建材調査者】

① 各講習の受講資格、講義科目・時間等は下記よりご確認ください。

[一般建築物石綿含有建材調査者講習](#)

[特定建築物石綿含有建材調査者講習](#)

[一戸建て等石綿含有建材調査者講習](#)

② 建築物石綿含有建材調査者講習を受講したい場合は、下記の講習機関まで直接お問合せください。

■ 北海道・東北エリア

■ 関東・甲信越エリア

■ 北陸・東海エリア

■ 近畿エリア

■ 中国・四国エリア

■ 九州エリア

■ 複数県エリア

【登録講習機関一覧】

道内で講習を受ける場合は、  
「北海道・東北エリア」と「複数県エリア」を参照し  
各機関のホームページで日程を確認する。

## 受講資格を確認

※建築に関する実務経験年数等の要件あり

# 事前調査が終わったら

## 元請業者による事前調査結果の報告

原則として電子システムを使用して労働基準監督署・自治体へ報告  
(対象となる工事は次のページで説明します)

事前調査結果等を公衆・作業者に見やすいように**掲示**

事前調査結果の現場への**備え付け**

事前調査結果の記録 (**3年保存**)

**「石綿なし」の場合も上記の措置が必要。**

このほかに、大気汚染防止法による「事前調査結果の発注者への説明」等がある

# 元請業者による事前調査結果の報告

## • 対象となる工事

※石綿の有無によらず、以下のいずれかに該当する場合には報告が必要

- ① 解体部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事

### ★特定の工作物とは？

反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）

配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）

焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）

発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）

トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル

プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

# 報告項目の概要

- 事業者の名称、労働保険番号、住所、電話番号
- 事前調査を実施した者の氏名、講習実施機関の名称
- 解体工事又は改修工事の実施期間
- 建築物の床面積の合計、請負代金の額
- 建築物・工作物の構造
- 材料ごとの石綿含有（重量の0.1%超）の有無
- 判断の根拠（目視・設計図書・分析など）
- 【石綿を含有する場合】
  - 石綿作業主任者の氏名
  - 切断等の有無
  - 対策の内容（隔離、湿潤化、呼吸用保護具の着用など）

# 報告の方法

「石綿事前調査結果報告システム」をご利用ください  
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

労働基準監督署と自治体（小樽市または北海道）  
に同時に報告することができます

※システムの使用が困難な場合は、紙でも報告可



# システムの利用にあたって

- ログインには、GビズIDが必要

石綿事前調査結果報告システム 文字サイズ 小 **中** 大 厚生労働省 環境省  
お知らせ一覧 ヘルプ

## ログイン

●石綿事前調査結果報告システムとは  
石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

■報告が必要となる工事

- ・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計80㎡以上）
- ・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数20トン以上）

登録済みの方  
GビズIDでログイン

初めての方はこちら  
GビズIDを作成

GビズIDには「プライム」「エントリー」の2種類あり、どちらも利用可能。複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要。

# ●GビズID TOPページ

URL : <https://gbiz-id.go.jp>

GビズIDのTOPページは、アカウント作成およびマイページへのログインができます。

GビズIDプライムを  
書類を郵送して  
作成する場合はこちら

GビズIDプライムを  
書類郵送申請する

GビズIDエントリーを作成する  
場合はこちら

※GビズIDエントリー作成後に、GビズID  
プライムに変更することもできます。

GビズIDエントリーを  
作成する

The screenshot shows the Gbiz ID website interface. At the top, there are navigation links: ホーム, 申請状況確認, サポート, アドヴァンス機能, 行政サービス一覧, and ログイン. The main heading is "GビズIDで行政サービスへのログインをかんたんに". Below this, there are two main sections: "GビズIDを作成する" and "GビズIDエントリー作成". The "GビズIDを作成する" section is divided into two columns: "書類郵送申請" (Document Mail Application) and "オンライン申請" (Online Application). Each column lists required documents and provides a button to apply. The "GビズIDエントリー作成" section has a button for "オンライン作成" (Online Creation).

アカウント情報を確認する場  
合はこちら

※アカウント管理および登録情報が変更  
できます。

ログイン

GビズIDプライムを  
マイナンバーカードを  
使用してオンラインで  
作成する場合はこちら

GビズIDプライムを  
オンライン申請する

(ログイン後、「新規申請」をクリックしたところ)

## 新規申請

新規申請 > 元方（元請）入力



### 工事に関する基本情報

申請区分? **必須**

- 労働安全衛生法（石綿障害予防規則）
- 大気汚染防止法

特別な場合を除き、申請区分のチェックは外さないでください。

### 元方（元請）事業者情報

事業者の名称? **必須**

例) 厚労建設株式会社東京支店

全角（半角は英字のみ可）

代表者氏名?

例) 東京支店長 石綿 太郎

全角（半角は英字のみ可）

②請負事業者の  
入力

③事前調査  
結果の入力

④申請  
(確認)

下書き保存

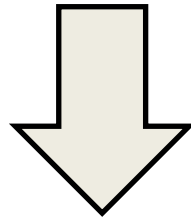
トップ画面  
に戻る

③事前調査結果  
も忘れずに入力  
してください



# 報告の時期

工事の着工までに報告してください

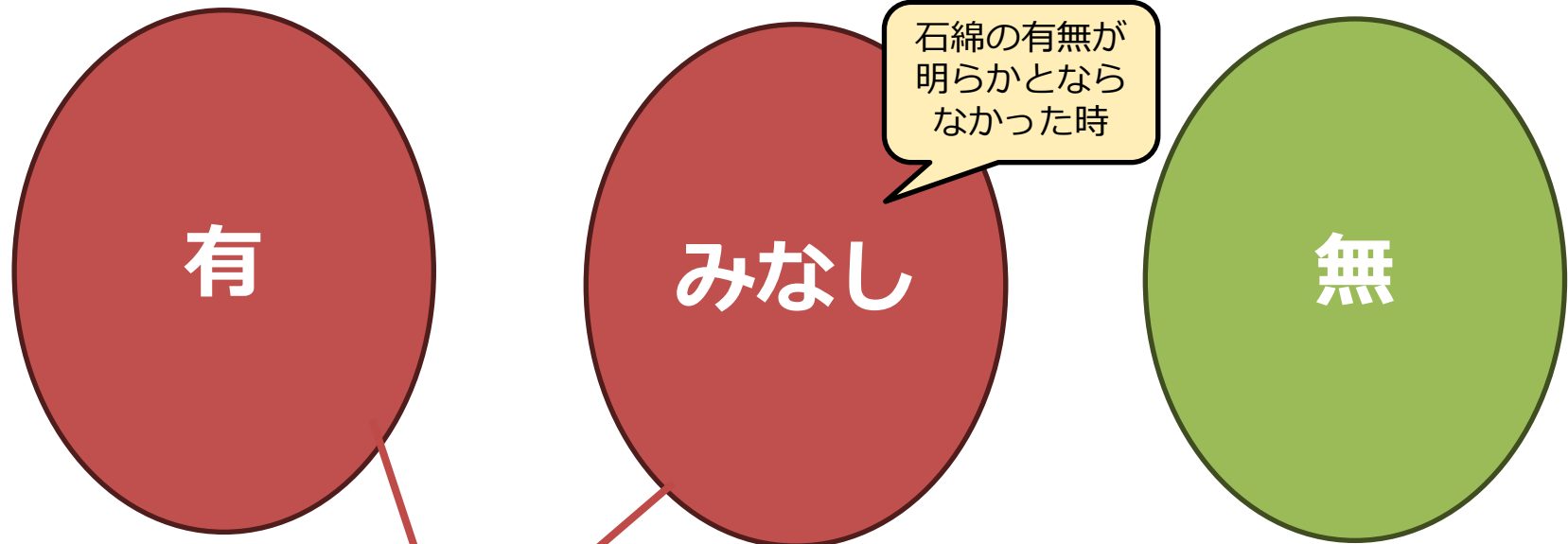


工事を進める過程で新たに事前調査を行っていない材料が見つかった場合  
**当該材料について改めて事前調査等を行い、  
報告の修正（変更申請）を行ってください**

※石綿事前調査結果報告システムの「申請一覧」画面から  
修正（変更申請）が可能

# 事前調査の結果は3種類

- 石綿の含有 (重量の0.1%超)



石綿の有無が  
明らかとなら  
なかった時

有

みなし

無

**「有」か「みなし」かで必要な対策に差はない**

石綿作業主任者の選任  
労働者への特別教育  
作業計画の策定  
呼吸用保護具・作業衣の着用  
作業の記録 (3年保存)

なども必要

# 吹付け石綿・保温材等（レベル1・2）の除去・封じ込め・囲い込みの場合の注意点

- 次のいずれかの措置が必要

ただし、「切断を伴わないレベル1の囲い込み」  
「切断を伴わないレベル2の除去・封じ込め・囲い込み」  
の場合は不要

- ① 負圧隔離養生
- ② グローブバッグ工法
- ③ 破損等のない良好な状態の屋根折版を、**湿潤な状態で手ばらし等**

- 工事14日前までに建設工事計画届の提出が必要



# 石綿含有成形板等（レベル3）の除去を行う場合の注意点

原形のまま取り外す

技術上困難な場合を除き  
この方法により除去する

切断等により除去する場合  
(けい酸カルシウム板第1種)

隔離養生 + 湿潤化等

切断等により除去する場合  
(その他の成形板等)

湿潤化等

※上記の「**湿潤化等**」は、①常時湿潤な状態に保つこと、②除じん性能を有する電動工具を使用すること、③その他（剥離剤の使用）のいずれかの措置。

R6年4月の改正により、  
②・③の方法も可能になりました。

# 石綿含有仕上げ塗材の 除去を行う場合の注意点

ディスクグラインダー又は  
ディスクサンダーを用いる場合

隔離養生 + 湿潤化等

その他の方法による場合

湿潤化等

※上記の「湿潤化等」は、①常時湿潤な状態に保つこと、②除じん性能を有する電動工具を使用すること、③その他（剥離剤の使用）のいずれかの措置。

R6年4月の改正により、②・③の方法も可能になりました。

(例) 集じん装置（HEPAフィルター）付きディスクグラインダー除去

(例) 剥離剤併用手工具ケレン除去

# 作業の記録

石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事を行ったときは、**作業計画に基づく作業の実施状況を写真等で記録し、工事終了日から、3年間保存**する（石綿障害予防規則第35条の2）

## 写真等により記録すべき事項の例（※撮影場所・日時も特定できるようにする）

- ① 事前調査結果の概要の掲示、立入禁止、喫煙・飲食禁止、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② （レベル1・レベル2の場合）隔離の状況など
- ③ 作業計画のとおり作業が行われたことが確認できる記録（湿潤化、保護具の使用状況を含む）
- ④ 除去等を行った石綿等の運搬又は貯蔵を行う際の容器又は包装、保管状況など

## 労働者ごとの作業の記録（上記とは別）

石綿を取り扱う場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに法定の事項を記録し、当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から**40年間保存**する（石綿障害予防規則第35条）

# まとめ

- ① 石綿関連疾患は、ばく露があつてから相当長い年月の後に**遅発的**に現れることがあります。**石綿障害予防規則**に基づき、労働者等の**石綿ばく露防止対策**を**確実に実施**してください。
- ② **工事の規模にかかわらず**、**原則としてすべての材料**について、**有資格者による事前調査**を実施してください。  
(**工作物は令和8年から有資格者が必要**)
- ③ **石綿事前調査結果報告システム**による報告の対象となる工事については、**石綿の有無にかかわらず**確実に報告を行ってください。